

ピリミジン誘導体事件 知財高裁大合議判決

知高大判平成30年4月13日 平成28年(行ケ)第10182号・10184号

知的財産法研究会
弁護士・弁理士 山田 威一郎

I はじめに

本判決は、知財高裁設立後12件目の大合議判決であり、特許権が消滅した後の審決取消訴訟に関する訴えの利益の有無及び進歩性の判断基準（特に引用発明の認定方法）に関する知財高裁大合議の判断が示された判決である。

本事件では、高コレステロール血症治療薬「クレストール（Crestor）®」の有効成分であるロスバスタチンカルシウムの物質特許の有効性を認めた無効審判の審決の違法性が争われたが、知財高裁は、原告の訴えの利益を認めた上で実体審理を行い、進歩性及びサポート要件を認める判断をしている。

本稿では、知財高裁判決の内容を紹介した上で、本判決で争点となった特許権消滅後の審決取消訴訟の訴えの利益の有無と進歩性の判断基準の点に関し、若干の考察を行うこととする。

II 判決の概要

第1 事案の概要

本事件で有効性が争われた特許は、「ピリミジン誘導体」の発明に関する特許第2648897号（以下、「本件特許」といい、本件特許に基づく特許権を「本件特許権」という。）である。

本件特許権は、平成4年5月28日に出願された特願平4-164009に基づく特許権であるが、延長登録を経て、平成29年5月28日に存続期間が満了している。

本件の原審の無効審判事件（無効2015-800095号）は、平成27年3月31日に審判請求がなされたものであるが、平成28年7月5日に請求不成立の審決が出され、平成28年8月8日に本審決取消訴訟の提起がなされている。

なお、本訴訟係属中に本件特許権の存続期間は満了したため、口頭弁論が終結した平成30年2月2日の時点ではすでに本件特許権は消滅している。